

「→（事務局）」とあるものは、
委員の御意見等に対する事務局の回答

第4回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会御意見まとめ

条例全般に関する意見

・前回会議資料の「議員意見照会とりまとめ」を見ると、例えば「議会や議員に関する表記が多すぎる」等あるが、改めて素案を見直すと意外と「議会」という言葉が残っている印象。そこは資料4ページのとおり基本的なことを考えればその通りだと理解しているが、議会側の主張に対しての歩み寄りには不安が残る。資料4ページはそこも含めて整理されているか。

→（事務局）前回会議で、議会側への歩み寄りが足りないとの意見をいただき修正した。4ページ資料のとおり、寄れるところ、寄れないところはある。また、まちづくり懇話会で町の代表の方から頂いた提言書についても、重視しないといけないと考えている。議会、懇話会意見の折衷案的な形で今回修正した。

・「町民の定義について、町内に住所を置く人以外を入れるのはふさわしくない」と「住民投票を定義してほしい」の2つは主な論点となると思う。委員も新しくなっているので、改めてその整理を説明してほしい。

→（事務局）まちづくりにおいては、必ずしも住所を有する人のみがまちづくりに参加するものではない。住んでいなくてもまちづくりに関与する団体があるので、町民の定義は住所を有するもののみに限定していない。また、住民投票について規定している団体もあるが、町の制定目的はまちづくりの基本原則を明らかにし、町民参加や情報共有のあり方や、まちづくりを推進するにあたっての基本事項、理念を定めることと整理している。そのため、住民投票のような具体的な制度を定めることは目的としていない。

条例素案の条文に関する意見

・資料3ページ「修正後」欄内の「議会基本条例」の前に「伊奈町」を追加し、正式名称としていただきたい。新旧対照表も同様。

→（事務局）修正する。

・新旧対照表の第6条の見出し「情報共有の原則」及び2項「議会における情報共有の原則については～」を「情報共有等」としてはどうか。議会基本条例の第12条に議会広報があり、情報共有というよりは情報発信のことが書いてあるため。

→（事務局）頂いた意見の方向で検討する。

・町民の責務に納税の義務や選挙権について規定されているが、こういった意味で盛り込まれたのか。

→（事務局）町民に権利と義務がいくつもある中で、これはまちづくりに深い関係があるものだからということで、懇話会で委員から特出しで入れてほしいと意見があったため入れたもの。まちづくりをする上での住民の重要な義務と権利を特出ししているものである。

・各課が条例等を制定・改正する際は、まちづくり基本条例の規定に照らし、それに沿った形で対応を検討してもらうという位置付けになるのであれば、第11条「職員の責務」について、その条文に引用先が書いてあるのも中々辛い気がする。

・第13条2項を2項と3項に分け、2項では町のこと、3項で議会のことを規定したほうが見やすいのでは。

→（事務局）頂いた意見の方向で検討する。